

桑名市先端設備等導入支援補助金 Q & A

【補助金の目的、申込要件に関すること】

Q この補助金はどのような制度ですか？

A 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、地域経済に多大な影響が出ている中においても、前向きな設備投資を行う市内中小企業者に対し、桑名市からの補助金を受けて桑名商工会議所が予算の範囲内において桑名市先端設備等導入支援補助金を交付します。

Q この補助金の対象となる市内に事業所を有している「中小企業者」とは、何を指していますか？

A 中小企業等経営強化法第2条第1項に規定する中小企業者を言います。

※業種区分に応じてA又はBを満たすもの（個人事業を含む）

業種区分		A 資本の額又は出資の総額	B 従業員数
①製造業、建設業、運輸業等		3億円以下	300人以下
②卸売業		1億円以下	100人以下
③サービス業（ソフトウェア業、情報処理サービス業、旅館業を除く）		5,000万円以下	100人以下
④小売業		5,000万円以下	50人以下
⑤ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業ならびに工業用ベルト製造業を除く）		3億円以下	900人以下
⑥ソフトウェア業又は情報処理サービス業		3億円以下	300人以下
⑦旅館業		5,000万円以下	200人以下
⑧その他の業種（上記以外）		3億円以下	300人以下
その他の法人	⑨組合、連合会	中小企業等経営強化法第2条第1項第6号から第8号に指定される組合及び連合会	
	⑩医療法人、学校法人、社会福祉法人	常時使用する従業員の数が100人以下の者	
	⑪社団法人（一般・公益）	直接又は間接の構成員の3分の2以上が中小企業者であり、かつ、①～⑧の業種区分に基づき、その種たる業種に記載の従業員規模以下の者	
	⑫財団法人（一般・公益）	①～⑧の業種区分に基づき、その主たる業種に記載の従業員規模以下の者	
	⑬特定非営利活動法人	記載の従業員規模以下の者	

※ 但し、申請にあたっては 次の要件も満たしていることが条件ですのでご注意ください。

1 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）に基づき、桑名市から先端設備等導入計画の認定を受けていること

2 市税を滞納していない者

※ 市内に事業所を有しているとは

商業・法人登記簿・登記事項証明書、定款、規約などに記載している法人住所又は事業活動の拠点としての主たる事務所又は事業所を有していることをいいます。

Q 補助金を利用できる業種に制限はありますか？

A 業種による制限はありません。

Q 桑名市に事業所(店舗・事務所)はありますが、法人の本社所在地(個人事業代表者の住所)が桑名市外です。この補助金の申請は可能ですか？

A 申請可能です。法人、個人でも登録上の本社所在地が市外であっても、主たる事業所、事務所、店舗等が桑名市内であれば申請可能です。

ただし、補助対象事業を実施する桑名市内の店舗、事業所や工場等で事業を営んでいることが確認できる書類が必要となります。

提出書類の一つの市税完納証明書の写しは、桑名市以外のものでも可能です。

事業は桑名市内で営んでいても他市、他町の納税証明しか取れない場合もあります。

Q 桑名市内に事業所がなくても申請できますか？

A 桑名市内に主たる事務所又は主たる事業所がない場合は申請できません。

先端設備を桑名市内にある事業場に設置することが条件ですのでご注意ください。

※法人本社所在地(社長住所兼ねる)や個人代表の住所が桑名市内であっても主たる事業所、事務所、店舗等が市外のみである場合は補助対象になりませんので注意してください。

Q 申請すれば必ず補助金が交付されますか？

A 審査がありますので必ず交付される訳ではありません。

Q 申請時に工業会の証明書を提出することができないが、後日提出で良いですか？

A 本補助金の申請にあたっては提出書類の完備をもって受付完了としています。

よって、申請書類の不足による後日提出は認められません。

先端設備等導入計画の認定を受ける段階で取得いただくなど、ご準備ください。

【他の制度との併用に関すること】

Q 本補助金と他の補助金の併用は可能ですか？

A 補助対象事業や経費が異なる場合は、併用可能です。同一事業者が同一内容で本制度以外の国・県・市等が助成する他の制度(補助事業や委託事業等)を活用して重複する補助事業を実施している場合には、本補助金の対象となりません。

【補助金に関すること】

Q この補助金を受けるためには最初に何をしたら良いですか？

A 最初に先端設備等導入計画の認定を受けて頂きます。

先端設備等導入計画の認定については桑名市役所の商工課【0594-24-1199】にお問い合わせください。

【補助対象経費に関すること】

Q この補助金の対象となる先端設備等はどのようなものがありますか？

A 次のいずれにも該当するもの

①市内の事業所に導入されるもの

②市長が認定した先端設備等導入計画に基づき導入される先端設備等

【先端設備等の要件】

次の表の対象設備のうち、以下の要件を満たすもの

- (1)一定期間内に販売されたモデル
- (2)生産性の向上に資する指標が旧モデルと比較して年平均1%以上向上する設備

【対象設備】

設備の種類	最低価格 (1台1基又は一の取得価格)	販売開始時期
機械装置	160万円以上	10年以内
測定工具及び検査工具	30万円以上	5年以内
器具備品	30万円以上	6年以内
建物付属設備	60万円以上	14年以内
ソフトウェア	70万円以上	5年以内

- ※ 器具備品・建物付属設備のイメージ
 機器備品(例) 冷凍陳列棚・ルームエアコン・サーバー・理美容機器 等
 建物付属設備(例) エレベーター・空調機器・高圧受電設備 等

- Q 発注する際には、必ず2者以上から見積書を取らないといけませんか？
 A 発注先(委託先)の選定にあたっては、原則として2者以上から見積書を取る必要があります。
 なお、発注内容の性質上、複数者からの見積書を取ることが困難な場合は、1者のみからの見積書取得で契約することができますが、その場合、当該発注先を契約の相手方とした理由を説明した理由書の提出が必要となります。
- Q リース料は補助対象となりますか？
 A リース料については 交付決定日から補助対象事業実施期間内に支払った額のみ補助対象経費として認められます。
 また 分割払いの場合も同様に、交付決定日から補助対象事業実施期間内に支払った額のみになりますので、補助金申請にあたって 交付申請額の記載には ご注意ください。

【補助対象経費の支払いに関すること】

- Q 補助金の概算払いはありますか？
 A ありません。
- Q 補助対象先端設備等の支払いはクレジットカード払いでも可能でしょうか？
 A 補助対象経費の支払方法は銀行振込が原則です。
 手形、小切手又はクレジットカードにより支払いが行われている場合は対象外とします。

【事業の運用に関すること】

Q 交付決定や補助金の支払いはいつ頃になりますか？

A 交付決定には審査があります。申込受付順にて審査を行います。
採択者には、採択決定後交付決定通知書を速やかに郵送通知します。予算の都合等で決定額が申請希望額より減額される場合があります。審査の結果、不採択となる場合があります。
補助金の支払いは、補助事業完了後に実績報告書を提出していただき、補助金額の確定、精算払請求書の提出を経て行われます。

Q 交付決定後に事業計画を変更することは可能ですか？

A 止むを得ない事情により事業計画の変更が必要になる場合は認められることがありますのでご相談ください。なお、交付決定額の増額については認められません。

Q 予算の総額を教えてくださいませんか？

A 予算額 100,000 千円 です。